

岡山県知事

殿

管理者 住所
 " 氏名
 電話

宿直医師特例認定申請書

病院に医師を宿直させないこととしたいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15の2の規定により、次のとおり病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定を申請します。

記

病院の名称				
病院の所在地				
病院の電話番号				
診療科名				
病床数	一般病床	療養病床	精神病床	
	床	床	床	
	結核病床	感染症病床	合計	
	床	床	床	
病院に医師を宿直させない理由				
医師が速やかに診療を行う体制の確保の状況	連絡体制	別添のとおり		
	連絡を受ける医師が滞在する場所			
	医師が適切な診療を行うことができる状態の確保	有 ・ 無		

(添付書類)

- 1 連絡体制及び医師が適切な診療を行うことができる状態が確保されていることを確認することができる病院の規程等
- 2 連絡を受ける医師が滞在する場所から病院に至るまでの経路、距離及び所要時間を記載した略図